

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和2年1月6日

-227号-

消費生活トラブル情報

注目!



宅配業者をかたる偽のショートメッセージ...

相談事例



携帯に「お客様宛に荷物をお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください <http://●●●.com>」とショートメッセージがあったが、記載してあるURLを押しても大丈夫か。

アドバイス



●記載されたURLを押すと、偽サイトにアクセスされ、不審なアプリがダウンロードされます。そのアプリを、偽サイトに記載された手順でインストールしてしまうと、次のような被害につながります。

被害例

- ①自分のスマホが不正操作され、同様の偽ショートメッセージが不特定多数に送信される。
- ②キャリア決済(携帯料金との合算払い)が不正使用され、見覚えのない請求を受ける。

対策

- ①メールのURLはすぐに押さず、公式サイトなどで真偽を確認しましょう。
- ②携帯電話に「提供元不明のアプリ」はインストールしない設定をしておきましょう。

○参照先：情報処理推進機構(IPA)HP <https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20190320.html>

山口県消費生活センター

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)

FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

山口県警『防犯情報』

架空請求の新たな手口「開封はがき」に注意！

手口

- 「未納料金お支払いのお願い」という題名で、「お客様番号」「管理コード」のほか、「法律事務所」が記載され、さらにミシン目から開封させる『開封はがき』を利用している。
- 請求金額の記載がなく、「下記までお問い合わせください」と連絡させるように仕向けている。

【はがきの一例】



アドバイス

- このようなはがきが届いても、記載された連絡先には連絡せず、お近くの警察署や消費生活センターに御連絡ください。

参照先:山口県警察本部「防犯情報」

お知らせ 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用していただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、「知る」を行うことで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで
身につけよう**消費者力!!**

○消費生活体験ゾーン

- 契約 ●ネットトラブル ●通信販売
- 知人系トラブル(キャッチセールス等)
- 詐欺系トラブル ●製品事故

各ブースに専用端末を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子どもの方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームも設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など積極的な消費者教育を紹介しています。

○まなべる学習室

消費者教育・啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

○消費生活情報コーナー

入口側にもパンフレットなど豊富な情報提供が可能なコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!



「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間	【月～金】 8:30～19:00	【土】 8:30～17:00	※日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間	【平日】 9:00～16:30	(入場受付は16:00まで)	※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。